

## 生活困窮者居住支援事業実施要領

### 1 事業の目的

本事業は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者等に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及び日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行うとともに、地域社会から孤立した状態にある低所得者等を対象に、訪問等による居宅における見守り支援や地域とのつながり促進支援などの、自立した生活に向けたアフターフォローを行うことにより、生活困窮者等の自立の促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は北海道（総合振興局及び振興局（以下「総合振興局等」という。））とする。  
ただし、自立相談支援事業を受託する者に、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 用語の定義等

- (1) 「住宅扶助基準に基づく額」とは、「生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第3」による額とする。ただし、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知）第7-4-(1)-ア、第7-4-(1)-オ及び「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知第7-56に基づく運用を行っている場合は、当該限度額によるものとする。
- (2) 「基準額」は、次のとおり算出するものとする。
  - ア 申請者の居住地である各市町村の条例により、申請者の世帯員数別に市町村民税均等割非課税限度額を算出する。
  - イ 申請者が給与所得者であるか否かに関わらず、その者が属する世帯の人数に応じて、アで求めた市町村民税均等割非課税限度額に給与所得控除額を加えることにより、収入額を算出する（1,000円未満切り捨て）。  
この際、収入額に応じて給与所得控除額が異なることに留意すること。
  - ウ イで求めた収入額に1/12を乗じることにより基準額を算出する（1,000円未満切り上げ）。

### 4 実施体制

事業の利用を希望する生活困窮者等からの申請に基づき、総合振興局等が利用を決定する。  
なお、事業の利用に係る相談・受付業務、事業を利用する者に対する支援業務は、各総合振興局等が設置する自立相談支援機関（法第3条第2項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関。以下同じ。）において実施する。

### 5 事業の対象者

#### (1) シェルター事業

一定の住居を持たない生活困窮者で、自立相談支援機関に相談申込をした者であって、生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号。以下「規則」という。）第6条に該当する者を対象とする。なお、規則第6条に該当する者とは、次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

(案)

ア 次の①及び②のいずれにも該当する者。

- ① 本事業の利用申込書を提出した日（以下この号において「申込日」という。）の属する月における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入の額を合算した額が、基準額及び住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

申込日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額によることとし、毎月の収入額に変動がある場合は、収入の確定している直近3か月間の収入額の平均に基づき推計する。なお、「同一の世帯に属する者」とは、同一の世帯に居住し、生計を一にする者をいう。

なお、「収入」とは、給与収入の場合は社会保険料等天引き前の事業主が支給する総支給額（交通費支給額は除く。）とし、雇用保険の失業等給付、児童扶養手当等各種手当及び年金等の公的給付は収入として算定し、借入金は収入として算定しない。また、未成年かつ就学中（対象となる学校等に、大学等の夜間学部及び高等学校の夜間等の定時制の課程など昼間以外の課程は含まない。）の子の収入は、収入に含まない。

- ② 申込日における当該生活困窮者及び当該生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に六を乗じて得た額（当該額が百万円を超える場合は百万円とする。）以下であること。なお、金融資産とは、金融機関に対する預貯金及び現金をいい、債権、株式、投資信託、生命保険、個人年金保険等は含まない。

イ 上記（1）アに準ずる者として、生活困窮者の状態の緊急性等を勘案し、総合振興局等が当該事業による支援が必要と認める者。なお、当該生活困窮者の所持金等の状況から、自ら宿泊場所を確保できると判断される者は除く。

(2) 地域居住支援事業

次のア又はイのいずれかに該当する者とする。

ア 自立支援センター等の退所者、地域社会から孤立した状態にある者や不安定居住者のうち、法第4条第3項に規定する総合振興局等が必要と認める者。

イ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の11第1項に規定する特定被保護者に該当する者のうち、法第4条第3項に規定する総合振興局等が必要と認める者。なお、特定被保護者に該当する者とは、次の（ア）又は（イ）のいずれかに該当する者とする。

(ア) 被保護者の状況に照らして、将来的に保護を必要としなくなることが相当程度見込まれる者

(イ) 被保護者の状況に照らして、地域居住支援事業の利用が必要と認める者

## 6 事業内容

(1) シェルター事業

ア 第8の(2)により事業の利用を決定した者（同伴者がある場合は、当該同伴者も含む。以下「利用者」という。）に対し、宿泊場所及び食事（1日3食）の提供を行うとともに、必要に応じて日用品等を提供又は貸与するものとする。ただし、宿泊の支援を利用せずに、食事や日用品等の支援だけを利用することはできないものとする。

イ 宿泊場所、食事及び日用品等の提供又は貸与は、現物給付によることとする。

(2) 地域居住支援事業

ア 個別支援

- ① 入居に当たっての支援

事業対象者が必要とする物件や、地域における居住支援・生活支援に係るサービスの内容等

(案)

を予め把握した上で、不動産業者等に同行し、物件や家賃債務保証業者の斡旋を依頼し、家主等との入居契約等の手続きに係る支援を行うことにより、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅等への円滑な入居を後押しする。

また、病院の医療ソーシャルワーカー等と連携し、退院・退所後に居住支援を必要とする者を把握した上で、宅地建物取引業者、家主、居住支援法人、居住支援協議会等と連携し、自立相談支援事業等における継続的な支援を実施する。

② 居住を安定して継続するための支援

事業対象者に対し、支援員の個別訪問による見守りや生活支援を行う。

また、具体的な相談内容に応じて、福祉事務所や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげる。

③ 互助の関係づくり

地域で自立した日常生活を継続していけるような互助の関係づくりとして、事業対象者に対し、サロンやリビング等といった支援を必要とする者同士が集まることができる地域社会との交流の場を作る。

その場において、日常生活を営むのに必要な情報提供を行いつつ、支援を必要とする者同士が相互に支え合う関係や、地域住民とのつながりの構築支援を行う。

なお、当初、②の支援員の個別訪問による見守りや生活支援を利用していたが、支援員の個別訪問による手厚い支援まで必要としなくなった場合には、この互助の関係づくりに移行していくことが考えられる。

※ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく自立生活援助、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域支援事業の「高齢者の安心な住まいの確保に資する事業」等類似の事業の対象となっている者は対象としない。

イ 環境整備

- ・ 地域づくり関連業務（地域への働きかけ）

住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会等を活用し、生活困窮者等への支援方策に関する協議、調整等を行うなど、生活困窮者が地域の中で支え合いながら生活することができる「場」をつくり、その中で本人が持つ様々な可能性を十分に発揮できるよう地域への働きかけを行う。

そのためには、支援員が一人ひとりのニーズに対応する解決案を提示できるよう、地域で活用できる社会資源を把握するとともに、関係機関といつでも相談できる関係を構築すること。

※ 地域に様々な社会資源がある場合は、それらをいつでも活用できるようにしておくことや、必要な社会資源が不足する場合は、自治体や関係機関と検討し、開発すること。

こうした取組を促進するためには、地域において、中核となる関係者が集まる協議の場を設定することが有益であり、その際、住宅セーフティネット法に基づく居住支援協議会をはじめとして、高齢者施策における地域ケア会議や障害者施策における地域自立支援協議会など、既存の協議会等の活用を検討することも考えられる。

7 宿泊場所の供与を行う施設

シェルター事業において提供する宿泊場所は、以下の（１）から（３）までのいずれかに該当し、本事業への必要な協力について設置者の了解が得られた施設等とする。

- (1) 旅館又はホテル等の宿泊施設（旅館業法第2条に規定する旅館業を行う施設をいう。）。
- (2) ホームレス等の支援のため民間団体が設置するシェルター等で、宿泊室、浴室又はシャワー室、トイレ及び洗面所の設備を備えたもの（本事業の受託事業者が自ら設置するものは除く。）。なお、この場合、当該施設が、建築基準法に定める基準等を満たしており、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであることが必要であるので留意することとする。
- (3) 救護施設・更生施設、養護老人ホーム、障害者支援施設等の空き室等で、施設本来の業務に支障なく提供できると施設設置者が判断するもの。なお、これを恒常的に実施する場合は受入施設において補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）等に基づく財産処分の手続が必要となる場合があることや、施設運営に係る業務との間で人員基準や経理上の区分が必要となる場合があるので留意することとする。

## 8 第5の(1)及び第5の(2)アに該当する者の支援決定

- (1) 居住支援事業の利用を希望する生活困窮者は、「居住支援事業利用申込書」（様式第1号。以下「利用申込書」という。）に「同意書」（様式第2号）及び次に掲げる添付書類を添えて、自立相談支援機関を経由して総合振興局等に提出するものとする。

また、居住支援事業のうちシェルター事業の利用を希望する生活困窮者は「資産収入申告書」（様式第3号）についても自立相談支援機関を経由して総合振興局等に提出するものとする。

（申込書の添付書類）

### ① 本人確認書類

次の書類のいずれかの写し。なお、顔写真のない証明書は2点確認することが望ましいとの取扱いを国が示しているので留意する。

運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、一般旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し・住民票記載事項証明書、戸籍謄本等

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

ただし、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

### ② 収入関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち収入がある者について、申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

### ③ 金融資産関係書類

申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の、申請日の金融機関の通帳等の写し

- (2) 自立相談支援機関は、(1)の利用申込書等の提出を受けたときは、アセスメント結果及びプラン兼事業等利用申込書を添えて、総合振興局等に提出する。なお、利用申込書の記載事項のうち「現在の状況」について、口頭での申し立てがあった場合は、自立相談支援機関は、インターク・アセスメントシートに当該申立事項を記載の上、総合振興局等に提出するものとする。
- (3) 総合振興局等は、利用申込書等を受理したときは、当該利用申込者（同伴者として利用を希望する者を含む。）が第5の事業の対象者に該当するかどうかを審査した上で、支援の実施の可否を決定し、支援を決定したときは「支援提供通知書」（様式第4号）を、却下したときは「支援提供却下通知書」（様式第5号）を、自立相談支援機関経由で交付する。なお、総合振興局等は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、法第22条第1項に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは生活困窮者の雇用主その

他の関係者に対し報告を求めるものとし、この場合、(1)で受理した同意書の写しを添付して行うものとする。

- (4) 自立相談支援機関は、シェルター事業の利用による支援の提供に際しては、利用者に対し、事業利用上の留意事項を示した書類を交付することとし、当該留意事項は、様式第8号を参考として、提供する宿泊場所など支援の提供状況に応じ、適宜改変又は必要な事項を盛り込み作成するものとする。

## 9 第5の(2)イに該当する者(特定被保護者)による地域居住支援事業の利用手続き

- (1) 総合振興局等において、対象となる被保護者の意向を確認し、当該被保護者に対して地域居住支援事業による支援を実施することが適切か否かを検討し、特定被保護者候補者(以下「候補者」という。)として整理した上で、候補者は、「利用申込書」(様式第1号)に「同意書」(様式第2号)を添えて、総合振興局等に提出するものとする。
- (2) 総合振興局等において、当該候補者の氏名のほか、特定被保護者対象事業を利用することについての本人同意、生年月日、住所、担当ケースワーカーの連絡先等を自立相談支援機関に共有し、必要に応じて、総合振興局等は当該候補者に関する資料を自立相談支援機関に送付する。その際、総合振興局等は、「情報提供通知書」(様式第13号)により、速やかにその旨を当該候補者に通知する。
- (3) 自立相談支援機関は本人との面談、総合振興局等を加えた面談等を実施し、総合振興局等は当該候補者の状況、本事業において提供する支援が当該候補者にとって適切と見込まれるか、自立相談支援機関の受入体制等の観点から、候補者への支援可否を自立相談支援機関と検討する。
- (4) 候補者が地域居住支援事業の対象者に該当するかどうかを審査した上で、総合振興局等は支援の実施の可否を決定し、特定被保護者として当該候補者への支援を決定したときは「支援提供通知書」(様式第4号)を、却下したときは「支援提供却下通知書」(様式第5号)を、当該候補者に対し、交付する。
- (5) 自立相談支援機関は、支援を進める過程において、支援の継続が適当でないと考えられる場合や、支援の継続が困難となった場合には、速やかに総合振興局等に対し、その旨報告する。また、当該特定被保護者の支援に当たっての課題を把握した際には、速やかに総合振興局等に連絡するなど、総合振興局等と緊密に連携するよう努める。
- (6) 総合振興局等は、特定被保護者の事業の利用状況の把握のため、定期的に、特定被保護者の支援の進捗状況や様子等について確認する。また、総合振興局等は、当該特定被保護者との面談等を通じて、相談に応じるとともに、必要な助言を行う。

## 10 緊急的な支援を行う場合

総合振興局等は、自立相談支援機関に相談申込をした生活困窮者が第5の(1)イに該当し、緊急的にシェルター事業による支援を行う必要があると認める場合は、第8の(1)①から③までの添付書類及び第8の(2)のプラン兼事業等利用申込書が未提出であっても、第8の(3)による支援の決定等を行うことができるものとする。

また、支援の急迫性が認められる場合で、利用申込書、同意書及び資産収入申告書をただちに提出することが困難な生活困窮者(自立相談支援機関に相談申込をした者に限る。)がある場合は、総合振興局等は、自立相談支援機関を通じて、当該生活困窮者の口頭による意思確認を行った上で、自立相談支援機関の翌営業日又は総合振興局等の翌開庁日のいずれか遅い日までの間に限り、利用申込書等の提出によらず支援の提供を認めることができるものとする。

なお、これらの緊急的な支援の後、継続的な支援を要する場合は、総合振興局等は、必要な添付書類

等の提出を受けるとともに、支援調整会議等によりプランの適切性を判断し、再度支援決定を行うこととする。

## 11 支援提供の中止

利用者が次のいずれかに該当し、総合振興局等において、支援の継続が不適切又は困難と判断した場合は、支援の提供を中止することとし、「支援提供中止通知書」(様式第6号)を自立相談支援機関経由で交付する。なお、利用者が所在不明で、利用者あて交付することが困難な場合は、自立相談支援機関あて様式第6号により通知するものとする。また、自立相談支援機関は、利用者が次のいずれかに該当することを把握した場合、早急に総合振興局等に報告するものとする。

- (1) 規則第6条に該当しないことが明らかとなった場合
- (2) 他の施設利用者や近隣住民に迷惑をかける行為を行った場合又は法令等により禁止されている行為を行った場合
- (3) 自立相談支援事業による支援を拒否し、又は必要な指示に従わない場合
- (4) 供与された宿泊場所に帰所しない場合又は連絡が取れない場合
- (5) 所在不明となった場合
- (6) 提供された宿泊場所、食事及び日用品等を、有償か無償かにかかわらず、他人に提供し、又は自己の都合により処分した場合
- (7) 安定した住居等を確保するなど、支援の必要性がなくなった場合
- (8) その他事業の利用継続が困難と判断した場合

## 12 利用の辞退

第8の(1)又は第9の(1)により利用申込書を提出した者が、支援の必要がなくなり利用を辞退する場合は、支援開始前か支援開始後かにかかわらず、「利用辞退申出書」(様式第7号)を、自立相談支援機関を経由し総合振興局等に提出するものとする。

## 13 実施状況の記録等

自立相談支援機関は、第8から第12までにより、自立相談支援機関を経由して提出又は交付される書類について、その写しを保管すること等により、利用申込や支援決定等の状況を把握する。

また、自立相談支援機関は、「居住支援事業実施状況一覧」(様式第9号)により、支援の実施状況を記録するとともに、第5の(1)又は第5の(2)アに該当する事業利用者については自立相談支援事業における基本帳票にも必要な事項を記録するものとする。

## 14 留意事項

- (1) 本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保護に十分配慮するとともに、業務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。また、利用者に対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、婦人相談所や婦人保護施設等の関係施設とも十分連携すること。このほか、利用者の特性により、社会的な偏見や差別を受け弱い立場に置かれやすい者に対しては、配慮を行うこと。
- (2) 関係機関と個人情報共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続を踏まえること。
- (3) 民間団体が本事業を実施する場合、委託料の対象経費の支出に係る証拠書類(領収書等)を保管す

(案)

るとともに、総合振興局等が別途示す必要書類を備えることとする。

- (4) 本事業は社会福祉事業に該当しないものであり、社会福祉法人が本事業を実施する場合は、公益事業の範囲に含まれると解されること。
- (5) 本事業は法第3条第6項に規定される事業であり、本要領に記載のない事項については、「居住支援事業の手引き」(平成27年3月6日社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知別添4)及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル(令和7年5月14日第15版)」(令和7年5月14日社援発0514第2号厚生労働省社会・援護局長通知)のほか、厚生労働省の発出する関係通知や法令解釈等を参照し、事業を実施すること。
- (6) 第6の(1)シェルター事業について、第5の(2)イに該当する者(特定被保護者)は支援の対象外となるため、留意すること。